

審査、小品部門 分科会（実施連絡）

1. 審査について（赤字が 2 月 2 日に決めた事項 青字が、2 月 18 日委員会決定事項）

- ・代表が審査員選考委員を指名する。（会則の通り）
- ・賞候補を実施に向け検討する。 ・ 工芸部で工芸部門の新審査員を選考する。遠隔地でも良い。
- ・大前提として、両院議長賞、上位賞の受賞を審査員のままの資格で与えることは、様々な疑惑を招くので検討は出来ない。審査員の入替えとの関連で、審査員をおりた段階で受賞することは出来る。
- ・審査員の入替え（ローテーション化）は、入れ替えた結果、審査のレベルが落ち、信頼性が失われないように、レベルを維持することが、まず重要である。
- ・審査員のローテーション化で、交代する人数は、1/3 程度で、おおよそ 3 年で、コアの審査員以外、入れ替われば審査員であったひと受賞の機会が出る。
- ・審査員選考委員会の前に、事業部より過去 4 賞受賞者、特選まで獲った人のリスト（約 60 名）を委員会に提示してもらい、過去のイメージでの委員の審査員推薦でなく、科学的根拠に基づき推薦をしてもらう。
- ・（1）外部審査員の 1 名増員の検討 工芸の審査に、中野先生に依頼したらどうか。（事務局依頼）
- ・（2）外部審査員と審査委員長による、審査員だけを対象とした賞を新しく設ける。
名称は、審査員優秀賞（名誉を与えるもので、賞状のみ。副賞なし。）的確な名称あれば変更可。
- ・工芸部は、出品者、出品作品が絵画部の数との割合で考えると、今回の衆議院議長賞については、作品に優秀作品がない場合は、「該当なし」として、絵画部に移すことを考える必要がある。（その逆もある）
- ・参・衆両院議長賞の審査方法は、従来の上位賞決定の通り。 ・ 中尾賞、芸術新聞社賞は 2 回以上受賞可。

2. 小品部門について（絵画、工芸、小品部門 の区分は、共有する）

- ・小品部門で、3 年連続受賞なし。
- ・コンクール形式についての検討は、全く別の仕事になり、人員的に現状は無理。やる場合は、本展と同じように、別に全て担当者を決める必要がある。本展業務と、掛け持ちでは、到底できない。
- ・コンクールを止めたので、小品部門への出品は、「会員と一般」の両方 可とする。
- ・小品の大きさは、25 号～10 号とする。高齢者の 30 号以上作品の制作が出来ないで退会申出者を救済できる。また、地方からの出品の搬送も宅急便扱いとして、利便性も良い。
- ・小品部門の最高賞を設ける。「小品部門大賞」とする。（副賞 5 千円）
- ・小品部門の賞は、41 回展は特選 3、奨励賞 2、佳作 1 であったが、作品の集まり具合により、小品部門以外とのバランスを考えて増減をきめる。（現状 50 点程度か） 賞の名前も、「一般奨励賞」、「努力賞」などの名称を考える。
- ・会員について、小品、大作の両方の出品は、可とする。

3. その他

- ・賞金授与は、特選以下、佳作まで、廃止する。（トロフィー、盾も考えない、）
- ・応募要項欄 の記載で、出品料欄の「会員 ¥10,000」は、削除する。「会費で充当する」だけとする。
（一般との出品料の比較で、入会するより一般のままにいる方がいいとして入会しない選択をなくす。）
- ・小品部門の賞の対象は、「一般」とし、会員は対象外とする。
- ・42 回展実行委員長について、委員会への提案（増野前実行委員長案）実行副委員長が次回展の実行委員長をするという制度の確立の提案を、当分科会の提案とする。石村委員にお願いする。（副委員長は、様子がわかっている増野委員が補佐する。）
- ・永野事業部長の「部屋割り計算」実務の補佐として、篠委員を充てたい。（委員会決定）
- ・「小品」の部屋を設ける。8 室～7 室に小品室を作り「9 室」は、大作を持ってきたい。
他、部屋の変更考える。

以上